

3 文科高第 1 5 9 号  
社援発 0 5 1 2 第 3 号  
令和 3 年 5 月 1 2 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長  
各 中 核 市 市 長  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 社 会 福 祉 士 学 校 又 は 介 護 福 祉 士 学 校 を 置 く  
各 国 公 私 立 大 学 長  
各 関 係 団 体 の 長  
各 地 方 厚 生 ( 支 ) 局 長  
各 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の  
各 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

殿

文部科学省初等中等教育局長  
(公印省略)

文部科学省高等教育局長  
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)

「社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 5 条に基づく報告の様式について」の一部改正について」の一部改正について

「社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 5 条に基づく報告の様式について」の一部改正について」(令和 3 年 3 月 2 2 日付け 2 文科高第 1 1 1 3 号、社援発 0 3 2 2 第 6 号文部科学省初等中等教育局長及び高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長通知)の別添を本通知の別添のとおりとし、令和 3 年 4 月 1 日より適用します。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知するものです。